

「川場村防災行政無線（同報系）整備事業 基本設計及び実施設計調査業務委託」に係る公募型プロポーザルの実施について

群馬県川場村は現在防災行政無線（同報系）を導入していますが、既存施設は昭和58年に導入したもので30年以上経過しています。修理部品の製造中止などから修理もままならず、また、デジタル化や電子技術の進化により技術革新に新たに対応する等さまざまな課題を抱えています。

今回、デジタル化した防災無線整備により、そのような課題を解決し、災害時における確実な情報伝達を図る。そのため、行政と民間の連携により専門的な見地から本村の地理的特性や既存施設の状況を踏まえた基本設計及び実施設計調査業務委託について広く募集し、村民及び村にとって最もメリットのある運営事業者を選定するため、公募によるプロポーザル審査によって特定した者と、基本設計及び実施設計調査業務委託を締結する方式を採用し、実施します。

詳細については、「川場村防災行政無線（同報系）整備事業 基本設計及び実施設計調査業務委託に係る企画提案募集要項」をご参照下さい。

お問い合わせ先

庁舎	担当課	電話番号
川場村役場	総務課	0278-52-2111

川場村防災行政無線（同報系）整備事業 基本設計及び実施設計調査業務委託に係る企画提案募集要項

1. プロポーザル概要

- (1) 競技名 川場村防災行政無線（同報系）整備事業 基本設計及び実施設計調査業務委託に係るプロポーザル競技
- (2) 選考方法 公募型プロポーザル方式
- (3) 公開日 平成26年7月22日（火）

2. 目的

川場村は防災行政無線（同報系）を導入しているが、昭和58年の設置から30年以上経過し、修理部品の製造中止などから修理もままならなくなっている。また、デジタル化や電子技術の進化により技術改新に新たに対応する等さまざまな課題を抱えている。

今回、そのような課題を解決し、災害時における確実な情報伝達を図るため、行政と民間の連携により専門的な見地から本村の地理的特性や既存施設の状況を踏まえた基本設計及び実施設計調査業務委託を行うとともに、村民及び村にとって最もメリットのある運営事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

3. 担当課及び担当者

主催 : 川場村
担当者 : 川場村総務課総務係 木村貴裕 角田美和子
住所 : 〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地2390番地2
電話 : 0278-52-2111 FAX : 0278-52-2333
e-mail : kimura-t@vill.kawaba.gunma.jp
URL : <http://www.vill.kawaba.gunma.jp/>

4. 事業の概要

- (1) 事業名称
川場村防災行政無線（同報系）整備事業 基本設計及び実施設計調査業務委託
- (2) 業務場所
川場村全域、全世帯が放送を確認できる設備とする。
- (3) 契約限度額 金10,000千円（消費税相当額含む）
- (4) 履行期間 契約締結の日から平成27年3月31日（火）
- (5) 事業全体像

本事業については、川場村防災行政無線（同報系）を整備するための、基本設計及び実施設計調査業務委託することを目的とする。

① 事業者選定

事業者の要件については、平成26年7月22日（火）時点で、現に正規の手続きに則り防災行政無線（同報系）基本設計及び実施設計調査業務を行っている事業者とする。

事業者の選定については、上記の要件を満たす事業者の中から、村民及び村にとって最もメリットのある事業者を選定する。

5. 参加資格

- (1) 国土交通省が行う建設コンサルタント登録制度の電気電子部門へ登録を済ませてあること。
- (2) 本業務を行うにあたっては、管理技術者と照査技術者を参加表明書提出までに決定すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から審査結果通知日の間までに、日本全国の地方公共団体から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てが

- 行われた者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等でないこと。
- (7) 再委託の内容が主たる部分でない者。

6. 手続き関係

(1) 参加表明

本競技に参加する者は、下記により「参加表明書」等を担当課あて持参又は書留郵便により平成26年8月8日（金）午後5時15分（必着）までに提出するものとする。

- ① 参加表明書（様式第1号） 1部
- ② 企業の概要（様式第2号） 1部
- ③ 業務実績調書（様式第3号） 1部
- ④ 業務の実施体制（様式第4号） 1部
- ⑤ 5－（1）の登録が確認できる書面 1部

(2) 質問

- ① 質問は質問書（様式第11号）を用い、担当課あてに件名を「川場村防災行政無線整備事業基本設計及び実施設計調査業務委託質問書」としE-mailで提出すること。
- ② やむを得ない事情によりE-mailによる提出が出来ない場合には、FAXでの提出も可とする。
- ③ 質疑の提出は、平成26年8月19日（火）までとする。
- ④ 質疑の回答書は、個別回答は行わず、質問を受けた日から5日以内に川場村ホームページにて公表する。

(3) 企画提案書の提出方法

- ① 提出するプロポーザル提案書は一つに限る。
- ② 提出部数は8部とする。ただし、見積書は1部とする。
- ③ プロポーザル提案書は、平成26年8月28日（木）午後5時15分まで必着とし、担当課に持参提出するものとする。

(4) ヒアリングの実施

提案内容に対するヒアリングを実施する。なお、ヒアリングを実施する場合は、選定者に対して事前に詳細日時を連絡する。

7. プロポーザル提案書・見積書の作成要領

(1) 提案書類は、次の内容を作成すること。

- ① 本基本設計及び実施設計業務における具体的な考え方。
- ② 既設アナログシステムからデジタルシステムへの切替方式の提案。
- ③ 本業務における技術者の体制について。
- ④ 実施設計作業工程表（フィールドテスト・現地調査等、内容詳細記載すること）。
- ⑤ 本業務に係る委託料の見積額。

(2) 見積書は、次の内容を作成すること。

- ① 見積書様式は各社様式とするが、A4版とし各社記名捺印の上提出すること。
- ② 内訳書を添付すること。
- ③ 見積有効期限は平成26年度内とし、消費税額等は8%として記載すること。

(3) 提案書類作成の留意事項

- ① 提案書のページ数は表紙と目次を除き20ページ以内とする。
- ② 企画提案書にはページ番号をつけてA4版で作成し、A4版以外の用紙を利用する場合は、A4版サイズに合わせて折り込むこと。なお、様式については特に指定しない。
- ③ 既存の防災行政無線施設については、完成図書等の資料は閲覧できるものとする。

8. 審査及び最優秀提案者の決定

(1) 審査

選定に係る審査は「川場村防災行政無線（同報系）整備事業 基本設計及び実施設計調査業務委託プロポーザル競技審査委員会設置要綱」により設置された審査委員会が以下に示す資格審査、第1次審査及び第2次審査を行う。

(2) 資格審査

提出された参加表明書について書類の審査を行い、第1次審査に選定する。

資格審査結果は、様式第5号又は様式第6号により参加者に審査結果を通知する。

(3) 第1次審査

審査基準に基づき、提出された参加表明書及び企画提案書等について関係書類の審査を行い、上位数社を第2次審査に選定する。

第1次審査結果は、様式第7号又は様式第8号により提案者に審査結果を通知する。

(4) 第2次審査

企画提案書及びヒアリング時の説明・質疑応答の内容に基づいて審査を行い、第2次審査の合計点数により最優秀提案者を選定する。

第2次審査結果は、様式第9号又は様式第10号により提案者に審査結果を通知する。

(5) 契約の締結

8により最優秀提案者として選定された提案者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調な時は、8の評価により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

9. その他留意事項

(1) 企画提案書の作成、応募等に要する費用は参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 提出期限以降における書類の差し替え、追加は認めない。

(4) 提出された書類は、最優秀提案者の選定の目的以外には、参加者に無断で使用しないものとするが、選定を行うために必要な範囲において、複製する場合がある。

(5) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、変更することはできない。